

平成22年4月1日

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」排除に向けた総合的対策を実施

社団法人日本クレジット協会

社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という)は、経済産業省からの要請を踏まえ「クレジットカードのショッピング枠の現金化」と呼ばれる不正行為に対し、クレジットカード業界としての総合的な対応策をとりまとめ、排除に向けた活動を強化していくことにいたしました。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」(以下「現金化」という)は、現金化を業とする者が、カード会員を不正に勧誘し、本来、物品を購入したり、サービスの提供を受ける際の決済に利用するためのショッピング枠を不正に利用させ、価値の無いものを購入させ、その代金の一部を払い戻す、あるいは換金性の高い商品を購入させ買い取るなどの方法により、現金化するというものです。

クレジットカード業界としては、かねてより加盟店調査の強化等により、このような現金化を業とする者の排除に努めてきたところであり、下記のとおり一層活動を強化するとともに、協会加盟のクレジットカード会社へのさらなる周知徹底を図ります。

記

1. 消費者への広報・啓発活動の実施

- ・業界団体およびクレジットカード会社のホームページによる広報
- ・啓発用リーフレットの作成
- ・広告業界に対する広告掲載停止の依頼

2. 現金化を行う対象事業者への対応

- ・インターネットで「クレジットカードショッピング枠の現金化」を業とする者に対する警告文の送付
- ・繁華街等の「クレジットカードショッピング枠の現金化」に関する立て看板撤去の要請

3. 加盟店調査のさらなる強化の要請

- ・協会加盟のカード会社、国内の決済代行業者等に対して、加盟店調査のさらなる強化を要請

4. 現金化に関する苦情・相談等情報提供の受け付け

- ・協会消費者相談室に専用窓口を設置

5. 国際ブランド会社との連携

- ・海外の銀行等が契約している加盟店への対応について連携

6. 取締当局との連携

以上

◎お問い合わせは下記までお願いいたします。

社団法人日本クレジット協会 業務企画部

〒103-0016 中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011

※『「クレジットカードのショッピング枠の現金化」排除に向けた総合的対策を実施』の「2. 現金化を行う対象事業者への対応」においてネットの現金化を業とする者に送付する警告文は次のとおりです。

平成22年4月1日

【クレジットカードのショッピング枠の現金化行為に対する警告】

社団法人日本クレジット協会

当協会は、割賦販売法に基づく認定団体としてクレジット業界の健全化のための活動を行っている機関である。

近年、カード会員に対して、クレジットカードのショッピング枠を現金化すると勧誘し、カード会員に換金行為を行わせる業者が跡を絶たない状況にあるが、当協会の活動に賛同する会員であるクレジットカード会社では、換金を目的としたクレジットカード取引を認めていない。

今般、当協会では、クレジットカード業界として下記の『「クレジットカードのショッピング枠の現金化」排除に向けた総合的対策』を取りまとめ、速やかに実施するので、貴社が行っているクレジットカードのショッピング枠の現金化について、直ちにその業務を止めるよう要請する。

記

1. 消費者への広報・啓発活動の実施

- ・業界団体およびクレジットカード会社のホームページによる広報
- ・啓発用リーフレットの作成
- ・広告業界に対する広告掲載停止の依頼

2. 現金化を行う対象事業者への対応

- ・インターネットで「クレジットカードショッピング枠の現金化」を業とする者に対する警告文の送付
- ・繁華街等の「クレジットカードショッピング枠の現金化」に関する立て看板撤去の要請

3. 加盟店調査のさらなる強化の要請

- ・協会加盟のカード会社、国内の決済代行業者等に対して、加盟店調査のさらなる強化を要請

4. 現金化に関する苦情・相談等情報提供の受け付け

- ・協会消費者相談室に専用窓口を設置

5. 国際ブランド会社との連携

- ・海外の銀行等が契約している加盟店への対応について連携

6. 取締当局との連携

以上